

# 古賀市創業者応援金（新型コロナウイルス対応型）

## 【募集要領】

古賀市では、新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済が厳しい環境に置かれている中で、古賀市商工会の創業支援を受け、古賀市内で創業する事業者を応援するため、創業者応援金を給付します。

### 1. 給付対象者

#### ●以下のすべてに該当する創業者

- ・古賀市内で令和2年4月1日から令和3年2月26日の間に新規創業した個人事業者、または会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社）を設立した法人。（開業届や履歴事項全部証明書や店舗のオープン日が分かる書類等で開業日が確認できること。）
- ・古賀市内に主たる事業所を有する者。
- ・古賀市小規模事業者緊急支援金及び古賀市中小企業等応援金の交付を受けていない者(法人であれば法人の代表者が受けている、または法人の代表として受けている場合を含む)。
- ・古賀市商工会のアドバイスのもと、新規事業計画書を作成した者。
- ・古賀市商工会で特定創業支援等事業による支援を受けた者、または特定創業支援等事業による支援が完了する見込みであることが確認できる者。
- ・本業として3年以上継続して古賀市内で事業を行う見込みである者。

※次のいずれかに該当する場合は本申請の対象外です。

- ・暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。
- ・宗教的活動または政治的活動を目的とするもの。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業を行う者。
- ・他の者が行っていた事業を継承して事業を行う者。
- ・個人事業者から法人化するもの。
- ・既に事業を営んでいる事業者が新事業・新分野に進出する経営多角化や事業転換を図るもの。
- ・仮設または臨時の店舗等で恒常的でない店舗での事業を行うもの。
- ・会社法第2条第3号の2に規定する子会社等に該当するもの。
- ・農業、林業、漁業に分類されるもの。
- ・公序良俗に反するもの。

### 2. 募集期限

令和3年2月26日（金）17：00まで（当日消印有効）

### 3. 応援金の額

1事業者あたり20万円（1回まで）

## 4. 申請に必要な書類

### 申請者自身で準備する書類

- 古賀市創業者応援金(新型コロナウイルス対応型)交付申請書兼実績報告書(兼請求書)
- 創業が確認できる書類
  - 【個人事業者の場合】
    - ★税務署受付印のある開業届の写し
  - 【法人の場合】
    - ★履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の写しまたは税務署受付印のある法人設立届出書の写し
- 事業所の所在地が分かるもの(営業許可証、賃貸借契約書、公共料金支払い領収書等)
  - ※古賀市内の店舗(事業所)等で営業している(する)ことが確認できるもの
- 誓約書
- 本人確認書類(運転免許証等)の写し ※法人の場合は代表者の分
- 通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義(カナ)が分かるもの)
- 認定特定創業支援等事業の証明に関する申請書
  - ※特定創業支援等事業が終了している場合のみ添付

### 古賀市商工会と共同で作成する書類

- 新規事業計画書

### 古賀市商工会から発行してもらう書類

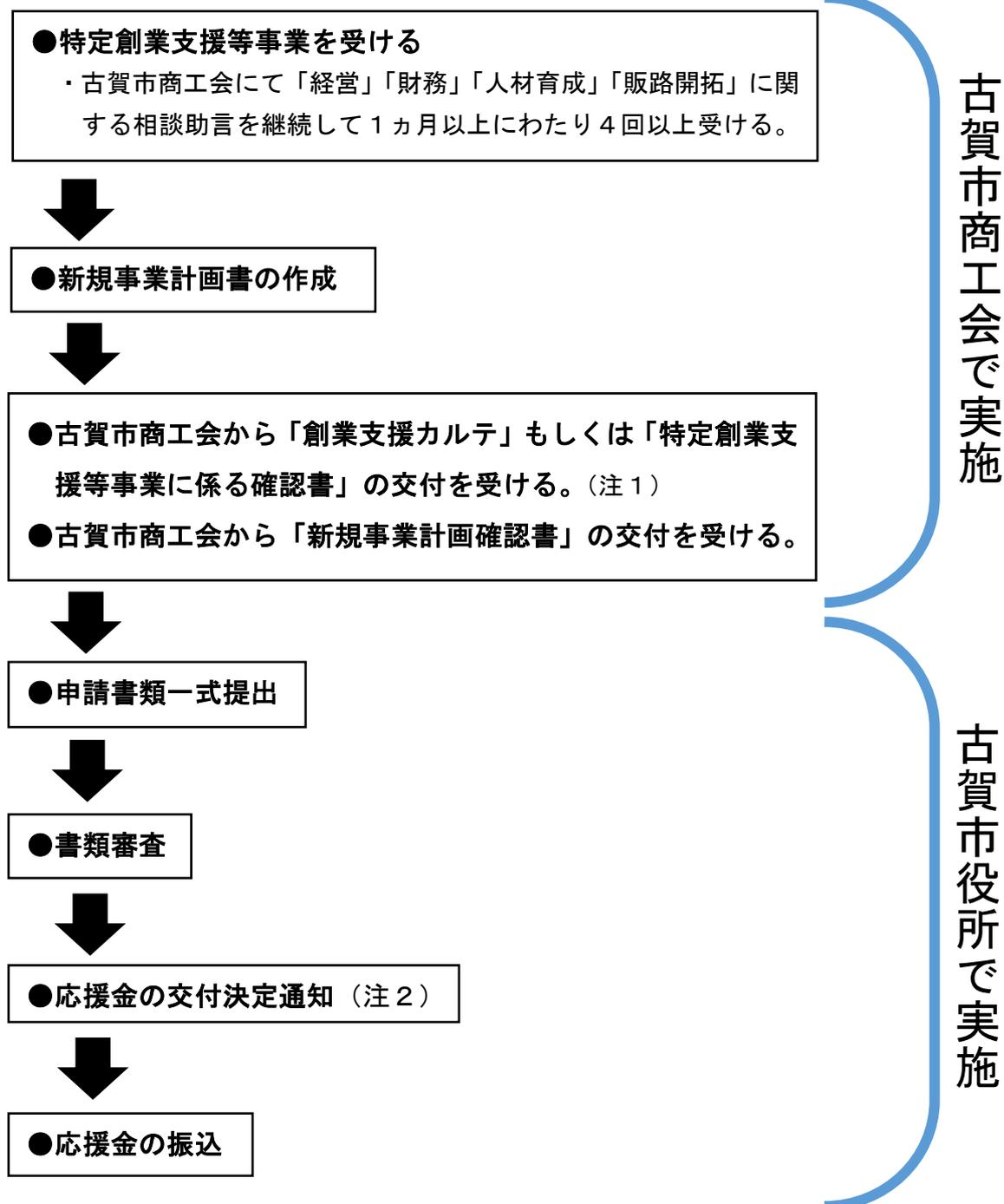
- 古賀市創業者応援金(新型コロナウイルス対応型)の申請に係る新規事業計画確認書
- 古賀市創業者応援金(新型コロナウイルス対応型)の申請に係る特定創業支援等事業の確認書または創業支援カルテ
  - ※「古賀市認定特定創業支援等事業を受けたことの証明書」の交付を既に受けている場合は、その写しを提出してください。

※必要に応じて、上記以外の書類を提出いただく場合があります。

## 5. 申請方法、問い合わせ先

- (1) 提出先 〒811-3192 古賀市駅東 1-1-1  
古賀市役所 事業者緊急支援窓口  
電話：092-692-1099
- (2) 提出方法 郵送又は持参による提出

# 申請フロー



(注1) 特定創業支援等事業をすべて終了する前でも応援金の申請は可能です。ただし、古賀市商工会からの「特定創業支援等事業に係る確認書」の交付をうける必要があります。

(注2) 特定創業支援等事業をすべて終了している場合は、「認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」を同時に交付します。

※会社設立時における登録免許税の軽減措置を受ける際には、特定創業支援等事業をすべて終了し、「認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」の発行を受ける必要があります。